

第2次基本計画

## 第1章

# 計画の基本構想

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目標
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 新居浜市男女共同参画計画の成果と課題
- 6 計画の体系

## 1

# 計画の基本構想

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年6月に目標年次を平成22年として「新居浜市男女共同参画計画～ともにいきいき新居浜プラン21～」を策定、平成15年10月に「新居浜市男女共同参画推進条例」を制定、男女共同参画宣言都市サミット in 新居浜の開催など、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。

しかし、平成21年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が、前回調査（平成16年度）より、わずか0.8%しか改善されていませんでした。

これは、男女共同参画の意識や理解は深まりつつも、まだまだ男女共同参画が進んでいない状況を表した数字といえます。

また、近年は、女性に限らず男性の人権のほか、ワークライフバランス（仕事と生活との調和）も注目され、さらに少子高齢化の進行、家族形態、厳しい社会経済情勢の変化による労働環境の変化など、私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

このような状況のもと、さらなる男女共同参画社会に実現に向け、より実効ある取り組みを推進するため「新居浜市男女共同参画計画」の内容を見直し、「第2次新居浜市男女共同参画計画」を策定します。

## 2

## 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に發揮し、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

## 3

## 計画の性格

- (1) この計画は、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を考慮したものです。
- (2) この計画は、第5次新居浜市長期総合計画の個別計画として位置づけ「新居浜市男女共同参画審議会」及び、市民、関係団体の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- (3) この計画は、国が平成19年7月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の基本計画として位置づけ作成したものです。
- (4) この計画は、本市の特性に応じた男女共同参画社会づくりを総合的かつ、効果的に推進するため、市民、関係団体、企業、行政などがそれぞれの立場から取り組む基本的な施策を示したものです。

## 4

## 計画の期間

この計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化や進捗状況等に応じて、施策を効果的に進めるため適宜見直しを行います。

## 5

## 新居浜市男女共同参画計画の成果と課題

本市では、平成13年6月に制定した「新居浜市男女共同参画計画」に沿って、男女共同参画を推進するための施策を進めてきました。

6つの主要課題のうち、特に重点的に取り組みました「男女共同参画の意識づくり」では、毎年8月の第1週を新居浜市男女共同参画推進週間と位置づけ、女性総合センターを核に各公民館で女性の人権講座、男性料理教室の実施、庁内ロビー展など市民参加により各種事業を実施することで男女共同参画の推進に取り組みました。

「男女の人権を尊重する社会づくり」では、ドメスティック・バイオレンス(D.V)対策としては、要綱に基づき「新居浜市D.V対策連絡会議」を設置し、県、関係機関等と連携・協力しながら対応するとともに、NPOとの協働により週6回(月曜日を除く毎日、日曜日は電話相談)の相談体制を確保しています。

「男女共同参画の意識づくり」では、市の広報誌に男女共同参画の特集記事を掲載、また「男女共同参画社会づくり」をテーマに講演会などを実施しています。

「女性の能力が発揮できるまちづくり」では、政策・方針決定・審議会などに、女性の登用拡大を図ったことで、平成17年に28.3%だったものが平成22年に31.6%となりました。

「男女がともに働きやすい環境づくり」では、新居浜女性ネットワークにおいて、企業人事担当者も参加し、職場における男女共同参画の推進に取り組みました。

「男女共同参画の家庭・地域づくり」では、公民館において各種の男女共同参画推進行事を実施しています。

「いきいき暮らせる社会づくり」では、男女を通じて生活習慣病予防対策、こころの健康づくりの推進、母子健康講座、利用しやすい相談窓口体制の充実に取り組みました。

なお、これら施策の推進にあたっては、進捗状況を「新居浜市男女共同参画審議会」に報告するとともに、意見を伺いながらより効果的に取り組みました。

一方、政策・方針決定・審議会の女性の登用率は、平成22年度50%を目指して取り組みましたが、計画策定時23.0%が、平成22年4月現在31.6%となっています。

また、平成21年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が、前回調査(平成16年度)より、わずか0.8%しか改善されていませんでした。

さらに、近年注目されておりますワークライフバランスへの取り組みについても、取り組んでいない（不十分を含む）43.6%であり、今後の必要性について、取り組むべき（ある程度までを含む）61.8%と仕事と家庭をうまく両立させることが理想であることのも関わらず、まだまだ進んでいない状況です。

全体的にみると、政策・方針決定・審議会の女性の登用率、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、徐々に改善されつつありますが、依然として、目標数値と隔たりがあるのが現状です。

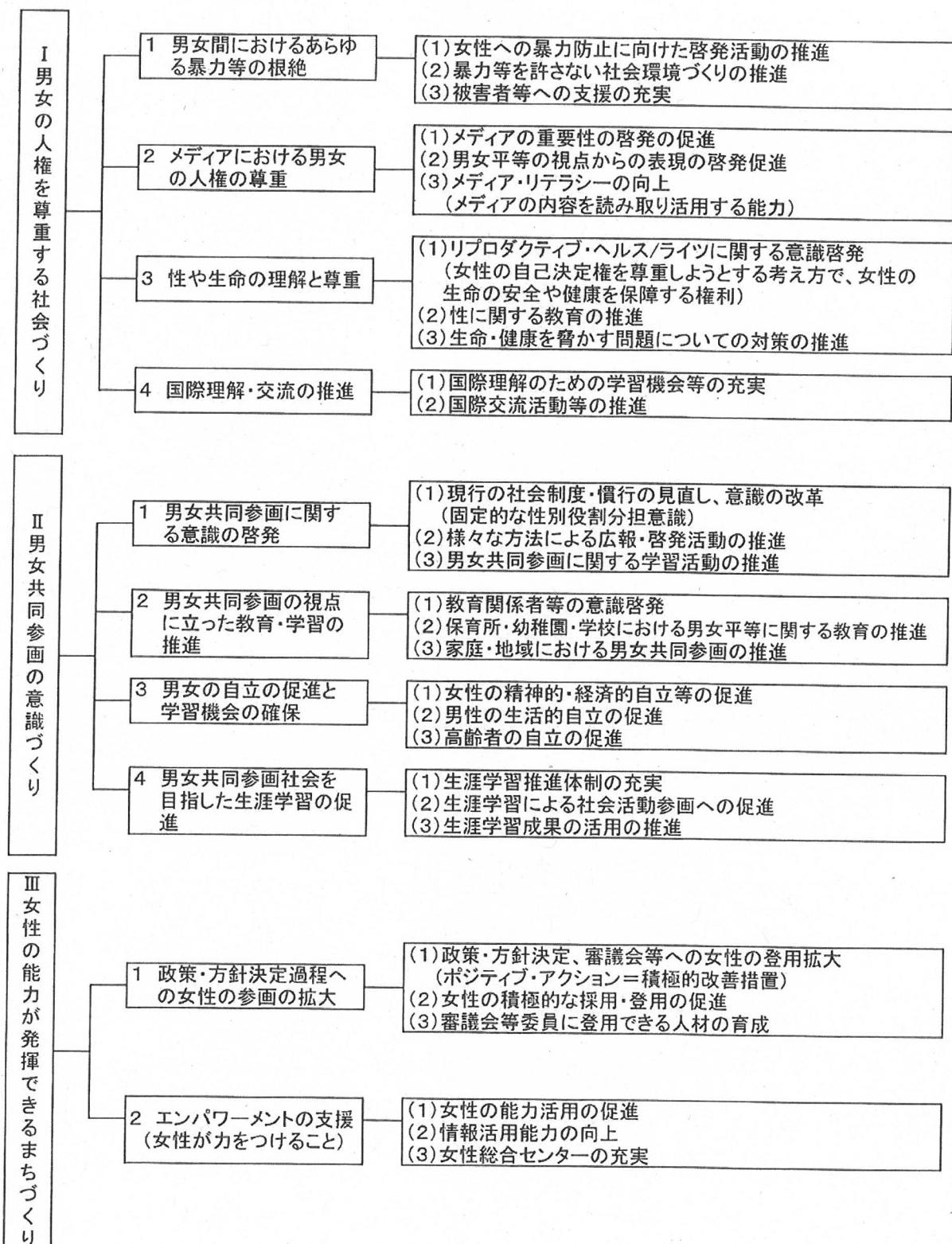
このため、「新居浜市男女共同参画計画」の成果や課題を踏まえ、引き続き男女共同参画の意識づくりを始め、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

## 計画の体系

【主要課題】

【重点目標】

【推進項目】



# 計画の体系

【主要課題】

【重点目標】

【推進項目】

IV  
男女がともに働きやすい環境づくり

1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

(1)職場・家庭・地域におけるワーク・ライフ・バランスの意識啓発

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(1)男女平等に基づく職業意識の形成と啓発  
(2)男女雇用機会均等法の啓発  
(3)女性の就業分野拡大の推進  
(4)女性の雇用機会の拡大・再チャレンジをはじめとした就労支援

3 職業能力の開発・発揮と女性起業家の支援

(1)職業能力開発の支援  
(2)女性起業家の支援  
(3)女性管理職の登用促進

4 多様な就業形態における労働条件の向上

(1)働く女性の母性保護と健康の確保  
(2)セクシャル・ハラスメント防止・対策の充実  
(3)パートタイマー・非正規労働者・派遣労働者・家内労働者等の労働条件の向上  
(4)多様な就労形態や、情報通信技術に対応できる労働条件の整備

5 育児・介護等のための環境の整備と充実

(1)育児休業制度・介護休業制度の普及促進の充実  
(2)仕事と育児・介護の両立支援の促進  
(3)育児・介護等に関する学習と相談機能の充実  
(4)再雇用制度の普及定着・再就職に対する支援制度の確立

6 農林水産・商工自営業におけるパートナーシップ(協力関係)の確立

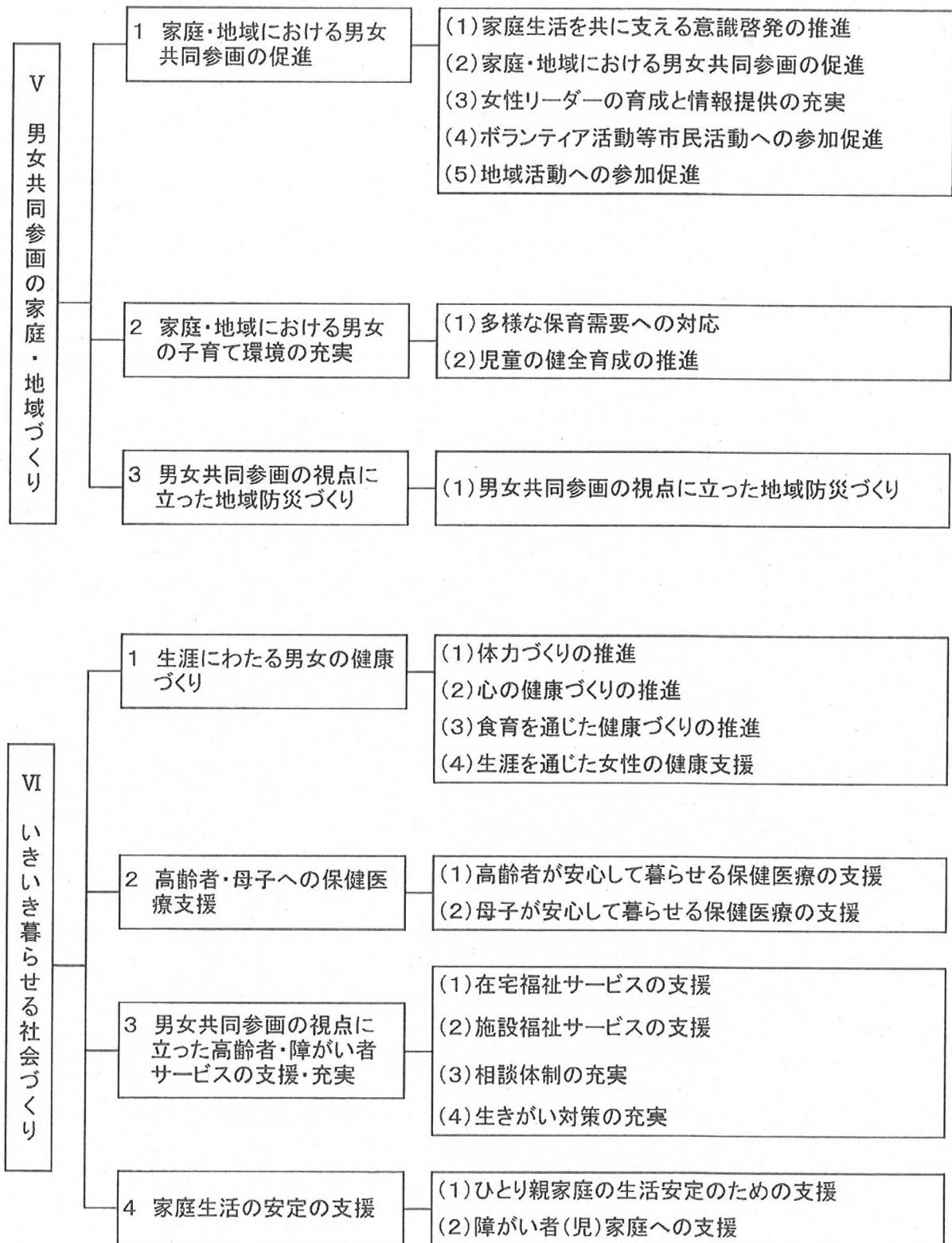
(1)男女労働者の労働条件の改善と技術・経営能力の向上  
(2)家族間の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画  
(3)女性の自立のための支援

# 計画の体系

【主要課題】

【重点目標】

【推進項目】



第2次基本計画

## 第2章

### 計画の内容

(基本方向・現状と課題)

# 主要課題 I

## 男女の人権を尊重する社会づくり

### 【基本方向】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会をつくる上で基本となる考え方です。しかしながら、人権尊重の理念は社会に完全に定着しているわけではありません。性別を理由とする差別的取り扱い、人権の侵害は人々の意識の中だけではなく、社会制度・慣行、組織運営等、日常生活の様々なところに存在しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、メディアによってもたらされる膨大な量の情報の中には、性の差別につながる表現や性の商品化など、男女の人権が尊重されているとはいえない状況が見受けられます。

さらには、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場等での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、つきまとい行為（ストーカー行為）、性犯罪、売買春など人権を侵害する行為は後を絶たず、その被害者の多くが女性となっています。これらの行為は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な問題であり、根絶に向けて早急に対応する必要があります。

また、女性が自分自身の身体について自己決定を行い、健康を享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての考え方を広く普及啓発し、正しい認識の浸透を図ります。

※性の商品化・・・女性の性を物=商品として扱う傾向のこと。売買春、ポルノ、セックスアビールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・身体的、精神的、社会的に安定した状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかななどについて、当事者である女性の幅広い自己決定権を尊重しようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関する女性の生命の安全や健康を保障する権利。

## 重点目標 1

### 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶

#### 【現状と課題】

暴力は、人間の基本的人権の享受を妨げ、侵害するものであり、被害者的人生に深刻な影響を及ぼします。特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるものです。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場等での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、つきまとい行為（ストーカー行為）、性犯罪、売買春などの行為は、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。

こうした男女間におけるあらゆる暴力は、当事者だけの個別の問題としてではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会的問題としてとらえ、男女の固定的役割分担、経済力の格差等、現在の男女が置かれている状況、また複雑に根深く構築されてきた社会的性別（ジェンダー）を認識しつつ対処していく必要があります。

また、女性に対する暴力の問題は、国連特別総会「女性2000年会議」でも大きく取り上げられた国際的な重要な課題でもあります。

こうした状況を踏まえた上で、男女間におけるあらゆる暴力に対する厳正な対処と社会的認識の徹底等、暴力を許さないという社会環境づくりを進めるとともに、被害者や保護、避難等を求める者に対しては、適切な対応が可能な相談体制や支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。

※ジェンダー・・・生物学的な性別(セックス)ではなく、社会的、文化的に作り上げられた性別。

「男らしさ、女らしさ」「男は仕事、女は家庭」といったイメージのように、必ずしも生まれながら備わっているものではなく、日々の生活の中で刷り込まれた性別をいう。

**パートナーからの DV**

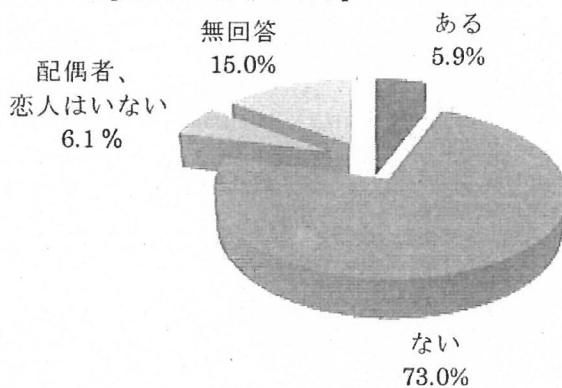
あなたは、これまでに配偶者（事実婚や別居、離別を含む）や恋人（元恋人を含む）などのパートナーから次の a.～f.のような経験がありますか。

	1. 何度もあつた	2. 一、二度あつた	3. まつたくない	4. 配偶者や 恋人	無回答
a. 命の危険を感じるくらいの身体的暴力を受けた	1.4%	2.4%	75.1%	6.2%	15.0%
b. 医師の治療が必要となる身体的暴力を受けた	1.0	2.9	75.1	6.2	15.0
c. 医師の治療が必要ではない程度の身体的暴力を受けた	3.6	4.8	70.5	6.2	15.0
d. 精神的暴力（おどす、無視する、人格を否定するような言葉を言う、交友関係や電話・行動を監視するなど）を受けた	6.4	5.9	67.0	5.7	15.0
e. 性的暴力（性的行為や中絶を強要する、ポルノビデオやポルノ雑誌を無理に見せる、避妊に協力しないなど）を受けた	0.5	2.1	76.0	6.2	15.2
f. 経済的暴力（生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）を受けた	1.7	2.9	74.6	5.9	15.0

【DV 内訳比率 (DV あり = 母数)】

身体的暴力	45.3%
命の危険を感じる程	10.7
医師の治療が必要となる程	11.0
医師の治療が必要ではない程	23.6
精神的暴力	34.6
経済的暴力	7.3
性的暴力	12.9

【a.～f.のような DV】



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年3月）

## 重点目標 2

### メディアにおける男女の人権の尊重

#### 【現状と課題】

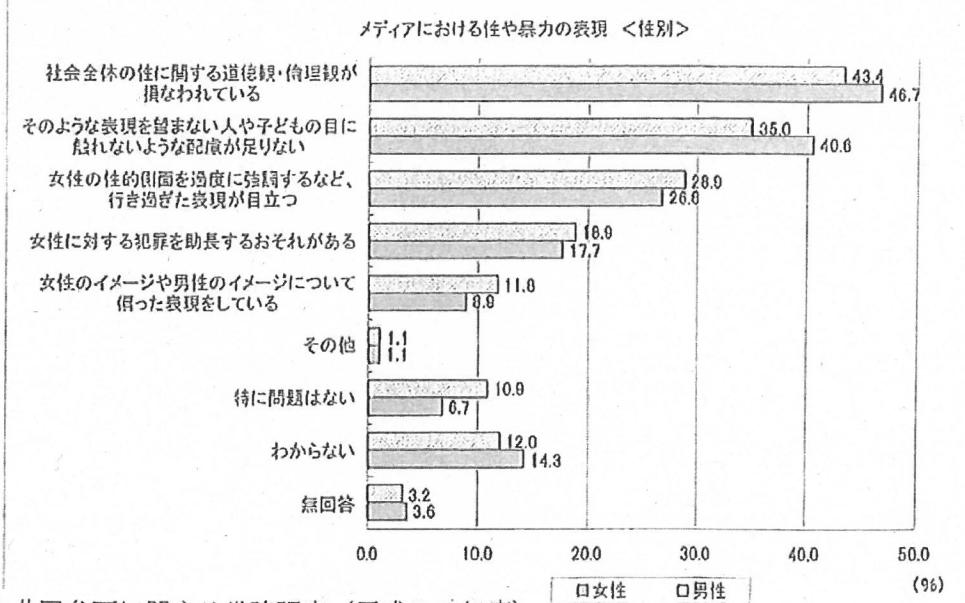
メディアは、様々な形で私たちの意識の形成に大きく関わっています。近年の衛星通信、インターネットや携帯電話等の普及により、メディアから伝えられる情報が社会に与える影響は多大なものとなっています。

このような状況の中、表現の自由という基本的なメディアの特性については、十分尊重されるべきではありますが、特に女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくないことから、表現される側の人権も同様に尊重されなければなりません。

男女共同参画の推進に関して、メディアの果たす役割の重要性を認識し、メディア自体が男女の人権尊重に十分な配慮を行い、多様化してきた男女の生き方を伝え、性別に基づく固定観念の解消を進めていく配慮が必要とされています。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、内容を解読し、活用する能力（メディア・リテラシー）の向上が求められます。

#### 【性別】



資料：愛媛県男女共同参画に関する世論調査（平成21年度）

※メディア・リテラシー・・・テレビや新聞など、メディアからの情報を無批判にただ受動的に受け止めるだけでなく、その情報を解読し、使いこなす能力のこと。

## 重点目標 3

### 性や生命の理解と尊重

#### 【現状と課題】

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。

特に女性は、その身体に妊娠や出産のための機能が備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。これに関しては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱され、1995年の「第4回世界女性会議（北京会議）」で採択された行動綱領においても、女性の人権として確認されております。また2005年の国連「北京+10」世界閣僚級会合では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言及び決議が採択されております。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産等が含まれ思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

また、健康を脅かす問題としては、HIV/エイズ等の性感染症や薬物乱用などが挙げられ、心と身体の両面から育成する社会教育の強化が急がれるとともに、生命を脅かす問題として、今日、人身売買の問題が大きく取り上げられ、人身売買問題に関する教育、啓発活動等も急務な課題となっています。

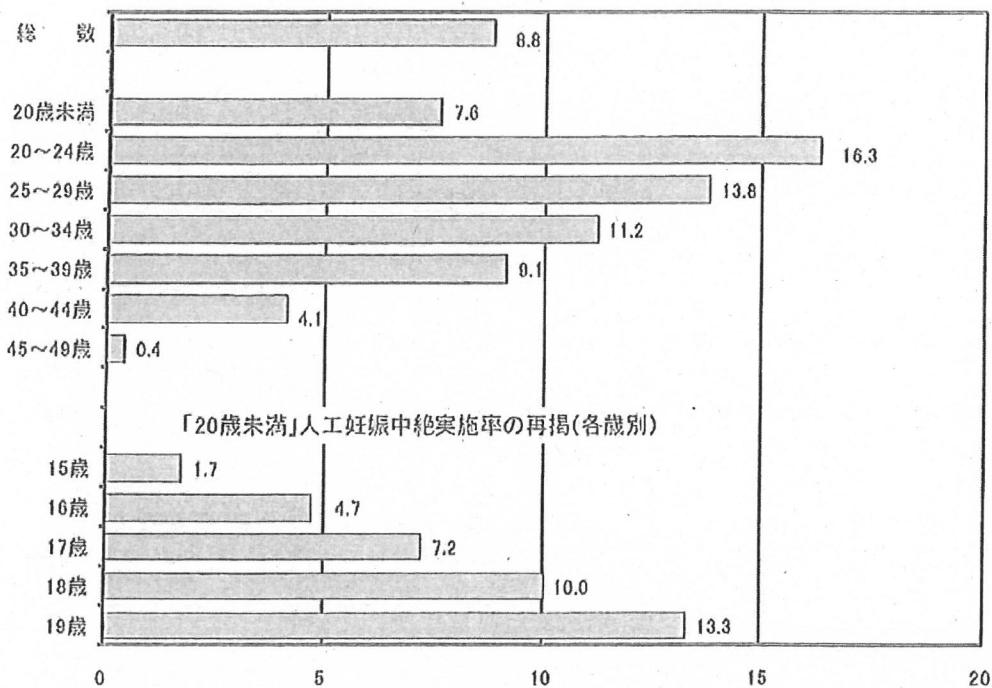
こうした問題について男女が共に高い関心を持ち、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての考え方を広く普及啓発し、その浸透を図る必要があります。

さらに、家庭や学校においても、発達段階に応じた性教育の充実を図り、人権尊重と命の尊さについての学習を推進します。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・身体的、精神的、社会的に安定した状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかなどについて、当事者である女性の幅広い自己決定権を尊重しようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関する女性の生命の安全や健康を保障する権利。

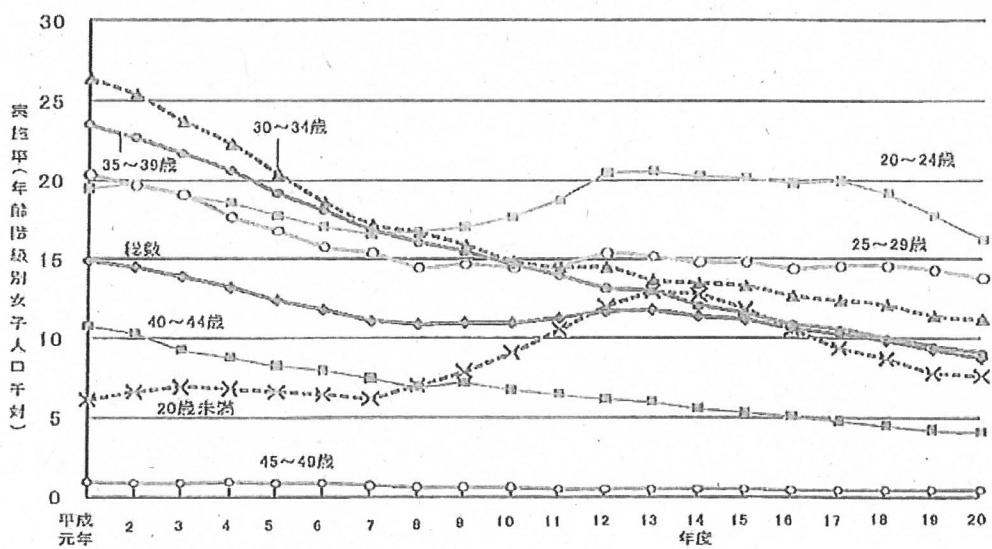
年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（年齢階級別女子人口千対）

平成20年度



注：1) 「総数」には、15歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50歳以上の人工妊娠中絶件数は除く。  
2) 「20歳未満」には、15歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。

年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（年齢階級別女子人口千対）の年次推移  
各年(度)



注：「母体保護統計報告」により報告を求めていた平成13年までは毎年の数値であり、「出生行政報告例」に統合された平成14年からは年度の数値である。

資料：厚生労働省調査（母体保護関係）

## 重点目標 4

### 国際理解・交流の推進

#### 【現状と課題】

我が国の女性の権利と地位向上への取組は、1975年の国連の「国際婦人年」とそれに続く「国際婦人の10年」を経て、1985年の女子差別撤廃条約の日本批准により国際的な流れの中で進められてきました。

また、1995年の「第4回世界女性会議（北京会議）」では、特に女性の人権問題が前面に議論されて「北京宣言及び行動綱領」が採択され、2000年の国連特別総会「女性2000年会議」では、女性のエンパワーメントに向けて各国が政策や計画に取り組む意思を明確化し、「成果文書」と「政治宣言」が採択されております。

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野でますます国際化が進展する中、国内的には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うにあたり、国際社会における女性問題への取組の成果や経験を十分活用することが重要となっています。

また、国際的には、国際社会の一員として地球社会における平等・開発・平和の目標を達成し、世界の女性の地位向上に貢献するため、国連やNGOなどが取り組む国際活動への協力が求められています。

本市でも、多くの外国人たちが生活していることから、世界各国の人々の考え方や文化の違いを認め、お互いに尊重することができる意識づくりに努めます。

また、認識を深める交流を通して、広い視野のもと国際社会の動向を認識し、連携と協調の精神をもって男女共同参画に取り組んでいく必要があります。

※エンパワーメント・・・女性が力をつけること。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、社会を変革していく存在となること。

※NGO (Nongovernmental Organization) ・・・非政府組織。民間で設立される非営利の団体で、平和、人権の擁護、環境保護、援助などの分野で活動している。国連が名付け親。

# 主要課題Ⅱ

## 男女共同参画の意識づくり

### 【基本方向】

女性の社会進出が増加し、男女共同参画社会基本法をはじめ各種の法律や制度が整備され、男女共同参画が進んでいるように見えますが、今まで培われてきた「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識や日常生活の中での習慣・慣行には、女性に対する差別や偏見が根強く残っています。

こうした意識や習慣は、個人の意識を背景としていることから、あらゆる機会を捉えて意識の改革を進め、男性も女性も、一人ひとりに男女共同参画の観点に立った意識が浸透することが重要です。

個人の意識や価値観の形成においては、幼少期からの教育が及ぼす影響が大きいことから、家庭の中では、男女共同参画について分かり合うためにも話し合ったり、お互いを思いやるやさしい気持ちや感謝の心を育てるとともに、地域、学校などでは、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、本市では生涯学習都市宣言を行い、生涯学習のまちづくりに取り組んでいます。今後、男女共同参画社会の形成を目指した生涯学習を進め、男女共同参画の意識づくりに努めます。

## 重点目標 1

### 男女共同参画に関する意識の啓発

#### 【現状と課題】

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査から、「夫は職業活動、妻は家事・育児・介護などに専念する」という考え方の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識がまだ根強く残っていることがわかります。

市民の意識や社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見が見受けられるほか、様々な分野でいずれか一方の性に偏った役割分担が存在し、男女共同参画に関する正しい認識が男女ともに十分浸透していないという現状が見られます。

「男だから、女だから」という考え方によらず、「自分らしく」生きることのできる男女共同参画社会づくりのためには、一人ひとりが尊重され、自らが自らの人生を自由な選択で主体的に生きることが基本となります。

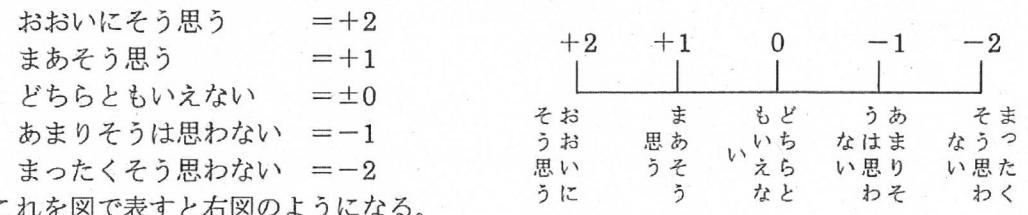
家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場や機会を通じて、意識の啓発に一層努め、新しい価値観を形成していくかなければなりません。

夫婦の家事・育児・介護分担

人にはいろいろな考え方があります。あなたの考えに近い番号を選んで、枠の中に記入してください。

	1. おおいにそ う思 う	2. まあそ う思 う	3. どちらともい えな い	4. あまりそ うは思 わない	5. まつたくそ う思 わない	無回答	平均	前回平均
a. 夫は職業活動、妻は家事・育児・介護などに専念する	9.0	26.4	25.7	26.4	9.7	2.9	-0.01	-0.05
b. 妻が職業に就いていても、いかなくても、家事・育児・介護などは、とにかく夫婦で等しく分担する	21.9	36.6	19.2	17.8	2.1	2.4	0.58	0.51
c. 職業活動と家事・育児・介護などを合わせて夫婦の労働が釣り合うように分担する	24.5	40.9	18.8	10.5	1.9	3.6	0.76	0.74

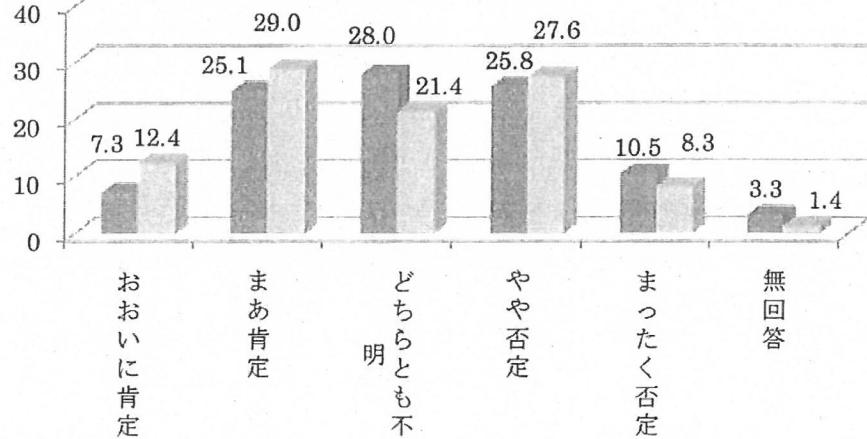
ただし、上表の平均は、下記ポイントの平均を意味する。



これを図で表すと右図のようになる。

a. 夫は職業活動、妻は家事・育児・介護などに専念する

【男女別: ■女・□男】



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年3月）

## 重点目標 2

### 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### 【現状と課題】

家庭、地域、学校などで行われる教育や学習は、性別による固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を促進していく上で、重要な役割を持つものです。

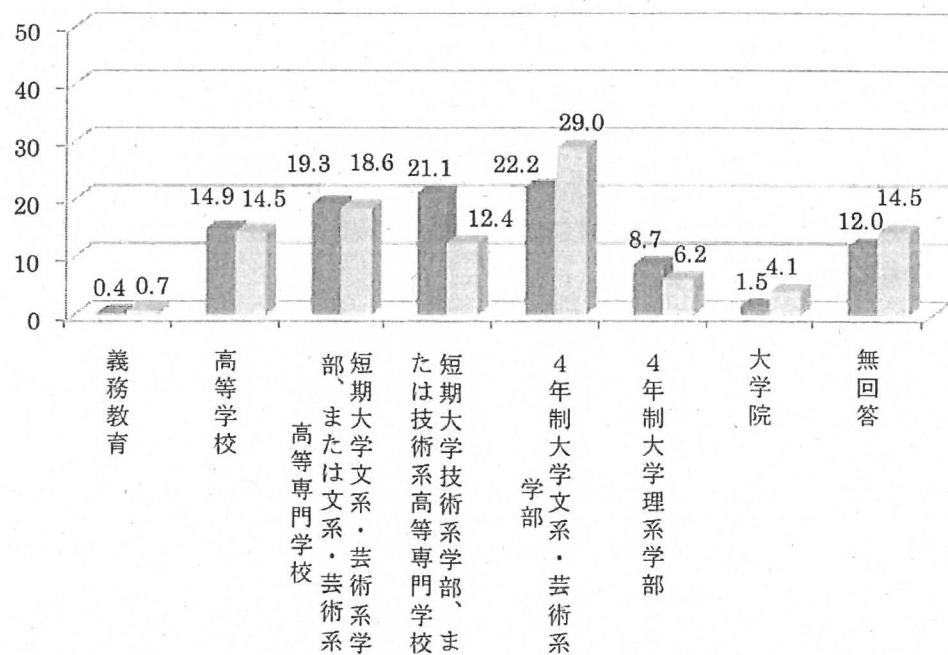
家庭という場は、親のしつけや教育を通して、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う場です。家族がお互いに人格を尊重しあい、男女共同参画の視点を育てる家庭づくりを進めるとともに、子どもの性別にとらわれず、個性と能力を十分に伸ばすことができる学習の機会や場を提供する必要があります。

家庭での教育はもちろん、幼児教育や学校教育は、人格形成の基礎となり、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼします。男女共同参画の意識を育てるとともに、人権尊重を基本とした豊かな人間性を育む教育の充実が求められます。

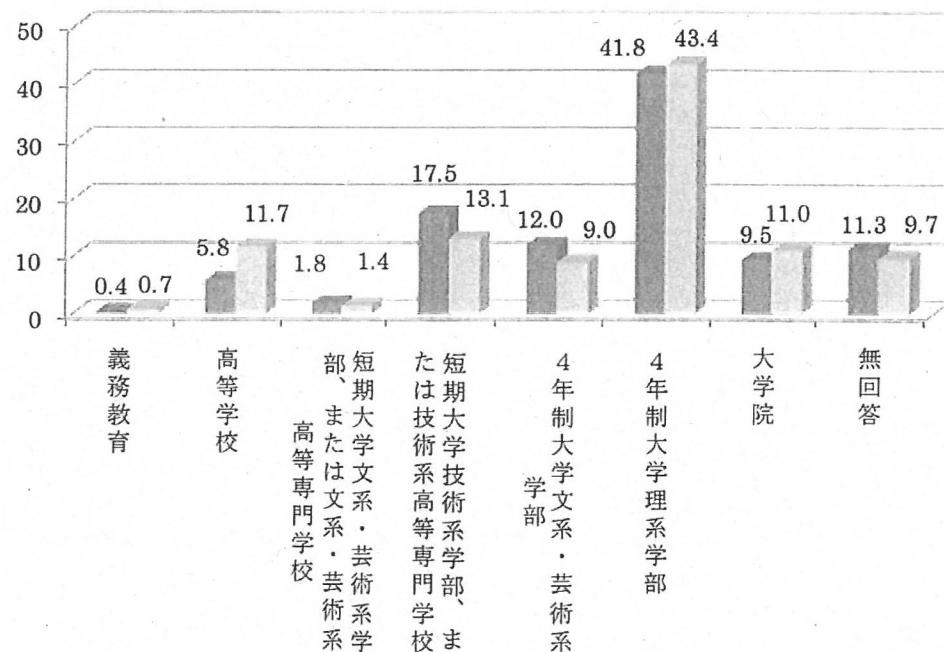
また、進路指導にあたっては、個人の生き方、能力、適性を重視し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう努めなければなりません。

あなたにお子さんがいたとすればどのような学校教育を受けさせたいですか？

◆女の子の場合【男女別：■女・□男】



◆男の子の場合【男女別：■女・□男】



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年3月）

## 重点目標 3

### 男女の自立の促進と学習機会の確保

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女の対等なパートナーシップを確立し、男女が等しく自己の持つ能力を發揮し、主体的に生きていく力につけることが必要です。

そのためには、女性自身が力をつけて自立していくことに加えて、男性も自立して生きることのできる力を持つことが必要であり、自立を促進するための学習の機会、情報提供及び相談活動の充実が大切です。

今後、男女ともに精神的、経済的、生活的自立などすべての面における自立を促進し、家庭、地域、職場などあらゆる場において、社会の一員としての自覚が必要とされています。

## 重点目標 4

### 男女共同参画社会を目指した生涯学習の促進

#### 【現状と課題】

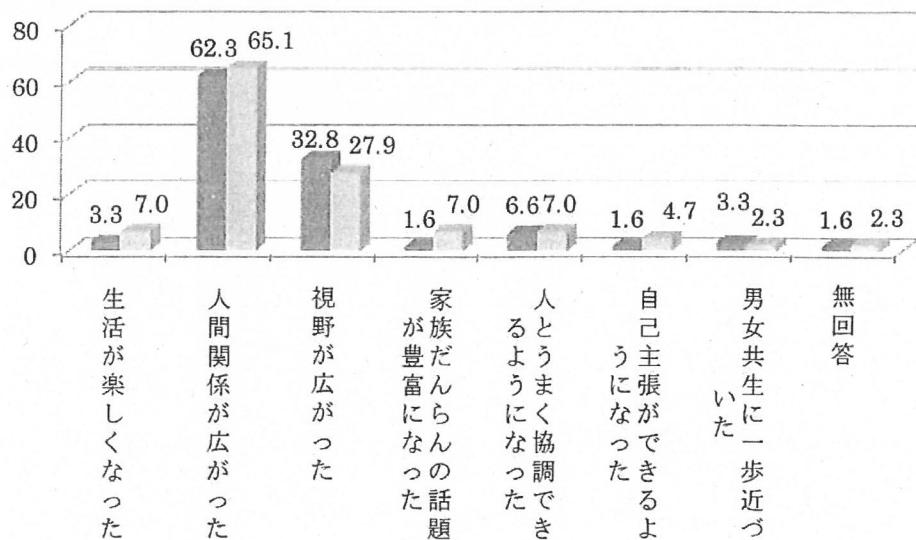
今日、女性が自らの人生を主体的に選択して、社会の多様な場に生きがいを求める意識がますます高まってきています。また、経済構造の変化や少子高齢化等により社会状況が変化し、女性の能力発揮が強く求められています。

こうした中、いつでも、どこでも、誰でも主体的に取り組むことができる生涯学習に対する市民の期待が高まっています。男女共同参画社会の形成は、生涯学習の必要性が高まってきた社会的背景の一つですが、まだまだ全市民のものとなっているとはいえないません。

今後、男女平等及び男女の相互理解と協力を深めるための視点から、生涯学習を進めていくことが大切です。また、学習した成果をともに活かしあって、男女共同参画による新しい地域づくりを進めていくことが求められています。

社会活動に参加して得られたものは何ですか？(複数回答)

【男女別: ■女・ □男】



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成21年3月）

# 主要課題Ⅲ

## 女性の能力が發揮できるまちづくり

### 【基本方向】

現在、様々な分野での女性の社会参加が進み、行政等の公的機関をはじめ、民間企業、各種団体等における政策・方針決定過程への女性の参画は、少しずつ高まってきております。

しかし、女性管理職や指導的立場の女性が少なく、また、これまで責任ある仕事や決定権は、男性の役割として考えられてきたこともあります。女性の意思を社会の意思決定に反映させる機会がまだまだ少ないのが現状です。

誰もが暮らしやすい豊かな社会を築いていくためには、様々な立場の人たちの意見、考え方を活用していくことが必要であり、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。

そのためには、女性も自ら能力を開発し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持つこと（エンパワーメント）が必要であり、あらゆる領域で力をつけるための機会の提供に努めます。

※エンパワーメント…女性が力をつけること。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、社会を変革していく存在となること。

## 重点目標 1

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

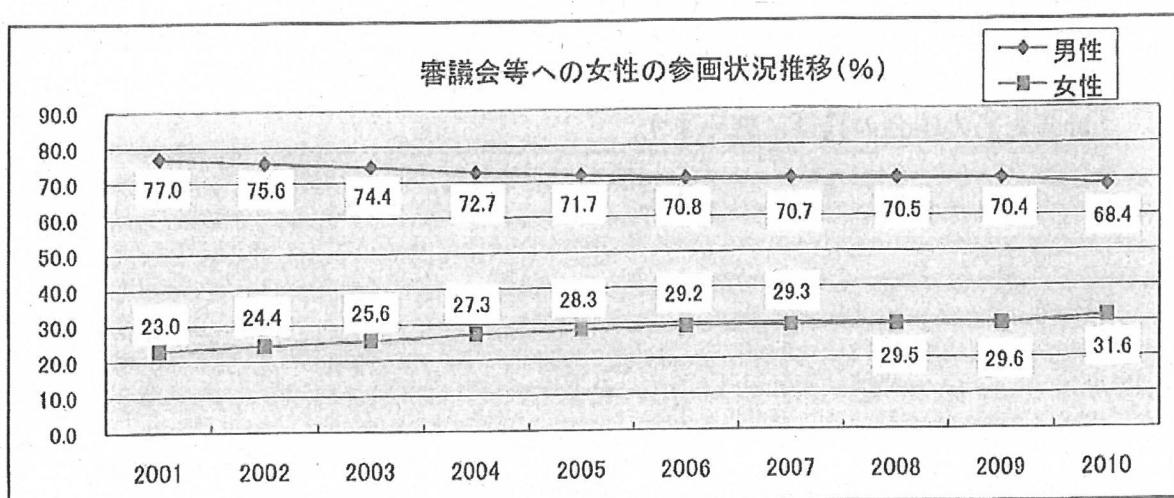
#### 【現状と課題】

魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民の半数を占める女性の能力や意見を活かしていくことが大切です。女性の意思が市政に反映されるよう、審議会や委員会等への女性の積極的な参画を推進していく必要があります。

当市の審議会等に占める女性委員の割合は、31.6%（平成22年4月1日現在）であり、また市民の代表者である市議会議員は、定数28人の内女性は4人（14.3%）となっています。

女性の参画は、徐々に増えてきてはいるものの、今後も各分野に社会の対等な構成員として女性を積極的に登用し、男女それぞれの意見、考え方をバランスよく反映させていくことが大切です。

市政をはじめ地域、企業、団体等での政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画することの必要性を、社会全体の課題として認識しなければなりません。そして、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、人材の発掘、育成を進めるとともに、その情報を提供していく必要があります。



資料:新居浜市

## 県下市町議会の女性議員

	議員数 (人)	女性議員数 (人)	女性議員比率 (%)
松山市	45	8	17.8
今治市	34	0	0.0
宇和島市	28	1	3.6
八幡浜市	21	3	14.3
新居浜市	28	4	14.3
西条市	31	2	6.5
大洲市	30	1	3.3
伊予市	21	0	0.0
四国中央市	28	4	14.3
西予市	24	1	4.2
東温市	18	3	16.7
上島町	18	0	0.0
久万高原町	14	0	0.0
松前町	14	3	21.4
砥部町	16	1	6.3
内子町	18	1	5.6
伊方町	22	1	4.5
松野町	10	1	10.0
鬼北町	16	1	6.3
愛南町	24	0	0.0
合計	460	35	7.6

(平成21年4月1日現在)

## 重点目標 2

### エンパワーメントの支援

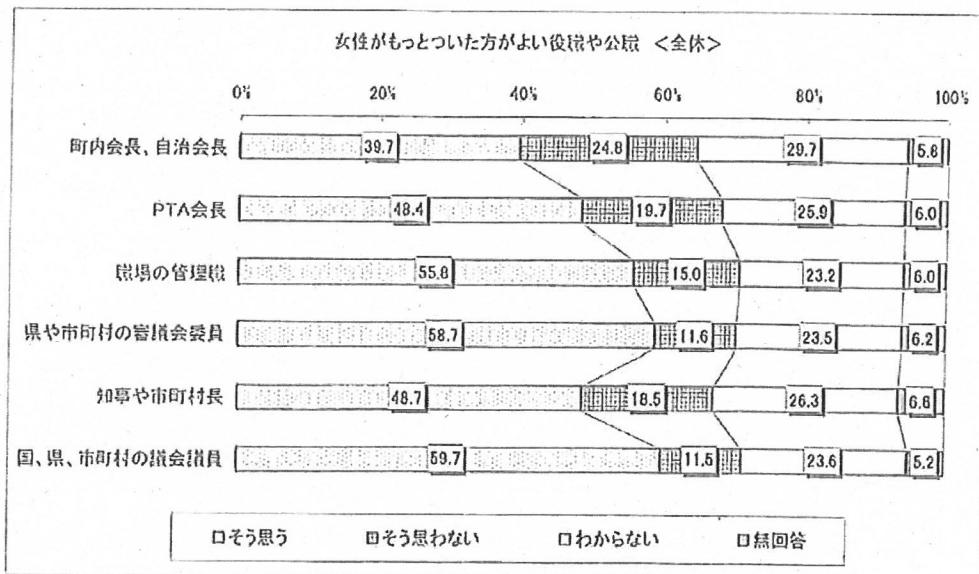
#### 【現状と課題】

男女が共に個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、女性の置かれている現状を変えていかなければなりません。

そのためには、女性自らが一人ひとり意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となることが大切です。

本市では、平成2年に女性の地位向上と社会参加の促進を支援する総合的施設として「新居浜市立女性総合センター（新居浜ウイメンズプラザ）」を開館し、職業能力の開発や文化・教養を高めるため、各種講座の開設や情報の提供等を行っています。

今後は、関係機関との連携も図りながら、情報活用能力の向上をはじめ、女性リーダーの育成や時代の変化にも対応した事業に取り組み、女性自身が意識と能力を高め、エンパワーメントを目指す場として、また、男性と共有できる事業にも取り組むなど、より一層の機能充実を図っていく必要があります。



資料：愛媛県男女共同参画に関する世論調査（平成21年度）

※エンパワーメント・・・女性が力をつけること。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、社会を変革していく存在となること。

## 主要課題IV

### 男女がともに働きやすい環境づくり

#### 【基本方向】

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、労働の分野は極めて重要な意味をもっています。

少子高齢化が進むなか、社会経済の円滑な発展に向けて今後も女性の果たす役割は極めて大きく、女性も男性ももてる力を十分に發揮し、いきいきと働くことができるためには、ともに均等な雇用機会が与えられ、意欲と能力に応じた待遇の確保が求められています。そして、女性の管理能力や技術の向上を図り、意志決定の場への参画を促進することが重要です。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、ライフスタイルにあった多様な働き方と雇用の継続を可能とする環境づくりや、農林水産業などの自営業におけるパートナーシップ（協力関係）を確立するなど、労働における男女平等を推進する必要があります。そのためには、国や県、企業による積極的な取組を求めるとともに、関係機関との連携を図りながら啓発活動を推進します。

※ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」の意味で、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 重点目標 1

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

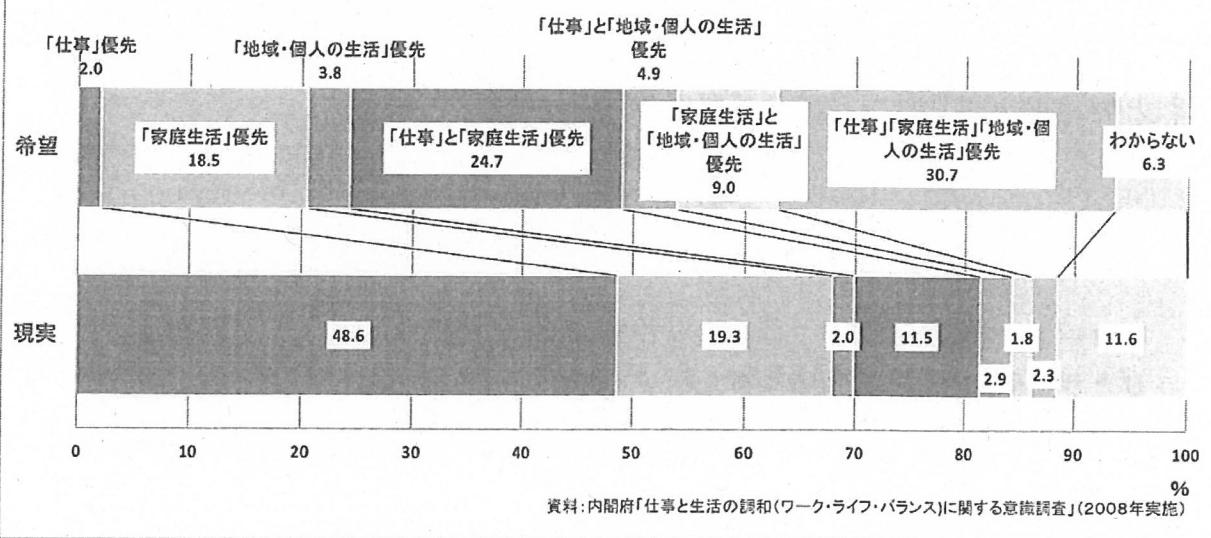
#### 【現状と課題】

女性の社会進出が進み、多様な働き方を希望する労働者が増加している現代社会において、個人がその能力を十分に発揮していくような働き方が求められています。しかし「仕事」、「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実に大きなギャップがあるのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、企業では優秀な人材の確保や、従業員の満足度や仕事への意欲の向上などのメリットがもたらされ、また個人においては、男性の育児参加や、地域活動への参加、個人の自己啓発など「仕事」と「仕事以外の生活」において個人のライフステージに合わせた生活を送ることができます。

今後、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て・介護など様々な活動を自分の希望する型で展開できる社会を構築するためには、現状を踏まえ、それが働き方の見直しや意識改革を図るなどワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた取り組みが重要です。

#### 仕事の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度



## 重点目標 2

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 【現状と課題】

これまで子育て中に離職する女性が多く、女性の労働力人口は30歳前半に大きく低下する傾向がありましたが、近年継続して労働する女性の割合が増加しています。

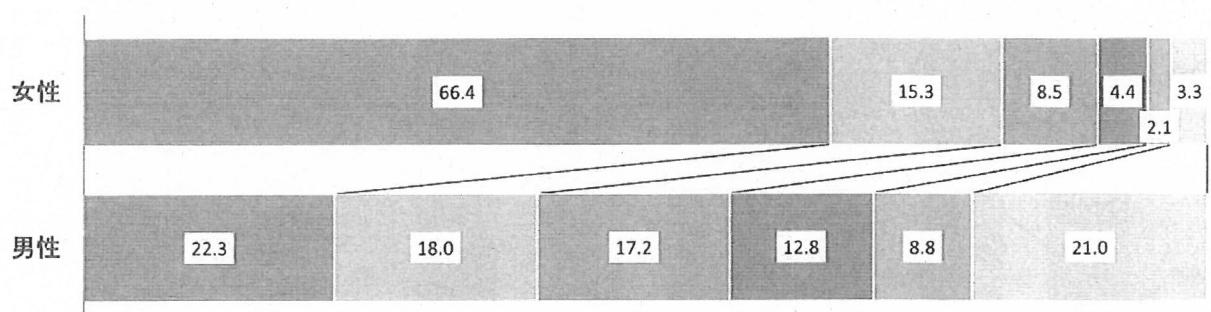
しかし、景気の低迷が続くなか、非正規労働者の解雇や女子学生の就職難など、女性の雇用に関する問題が一層深刻化しています。そして、仕事の内容や評価の面においても男女間に格差があるのが現状です。

このような雇用管理の全てにおける差別を禁止するため、平成11年4月に「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。

また、制度上だけではなく、実質的な男女の雇用機会の均等確保を実現し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、法律や制度及び技能や技術等の情報の提供、子育て中の女性の再チャレンジを始めとする就労支援、事業主や雇用主に対する施策の展開が必要です。

#### 給与階級別給与所得者の構成割合

■300万円以下 ■400万円以下 ■500万円以下 ■600万円以下 ■700万円以下 ■700万円超



資料：国税庁「民間給与実態統計調査」(平成20年度)

## 重点目標 3

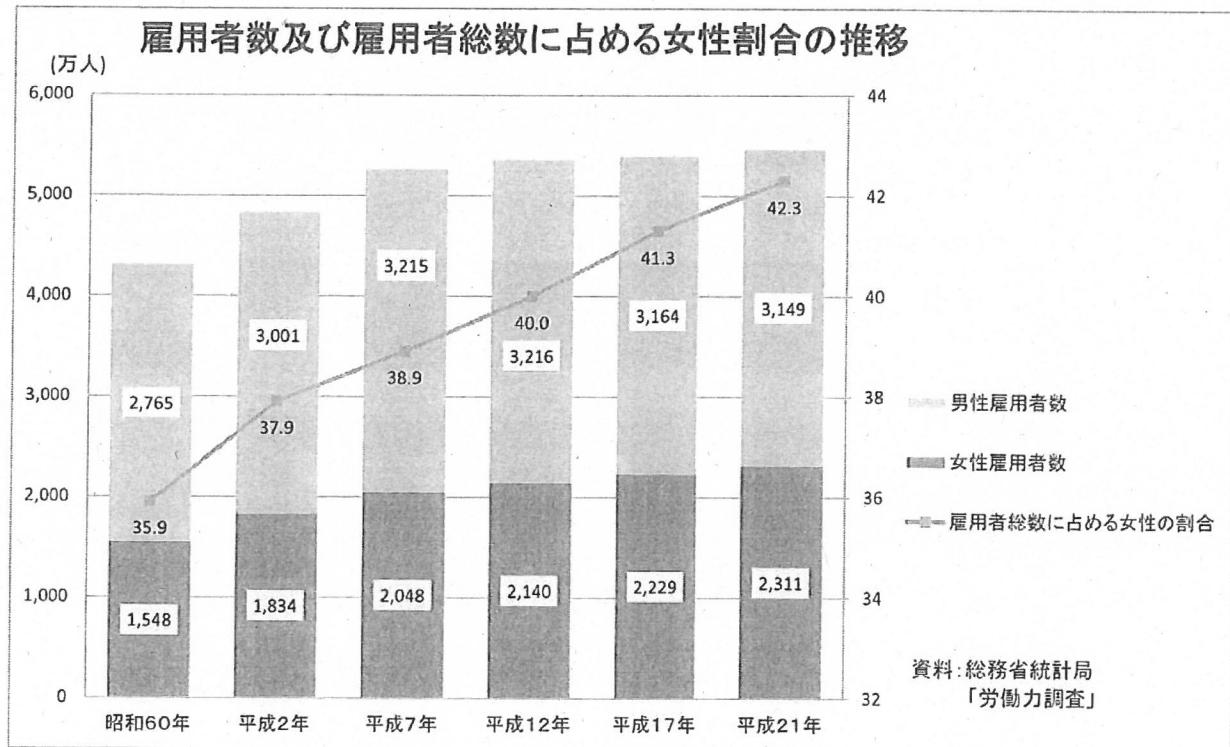
### 職業能力の開発・発揮と女性起業家の支援

#### 【現状と課題】

国際化を背景に、経済産業の構造の変化をはじめIT（情報通信技術）化が進む中で、女性があらゆる分野に参画し能力を発揮するには、女性の職業意識を高め、常に新しい知識や技術を習得することが求められています。

このため、職業訓練施設の充実や企業内教育の普及を図り、職業能力の開発支援を行うとともに、再就職、再雇用に関する支援、障がい者、高齢者に対する支援などが求められています。

一方、働き方の多様化により、自ら事業を起こすことを希望する女性が増加しつつあります。女性は、起業にあたっての資金確保や経営知識において不利な状況に置かれており、様々な場面で困難に直面しています。そのため、経営管理、法制度等の基礎知識を学習する女性起業家育成講座を開設するなどしていく必要があります。



## 重点目標 4

### 多様な就業形態における労働条件の向上

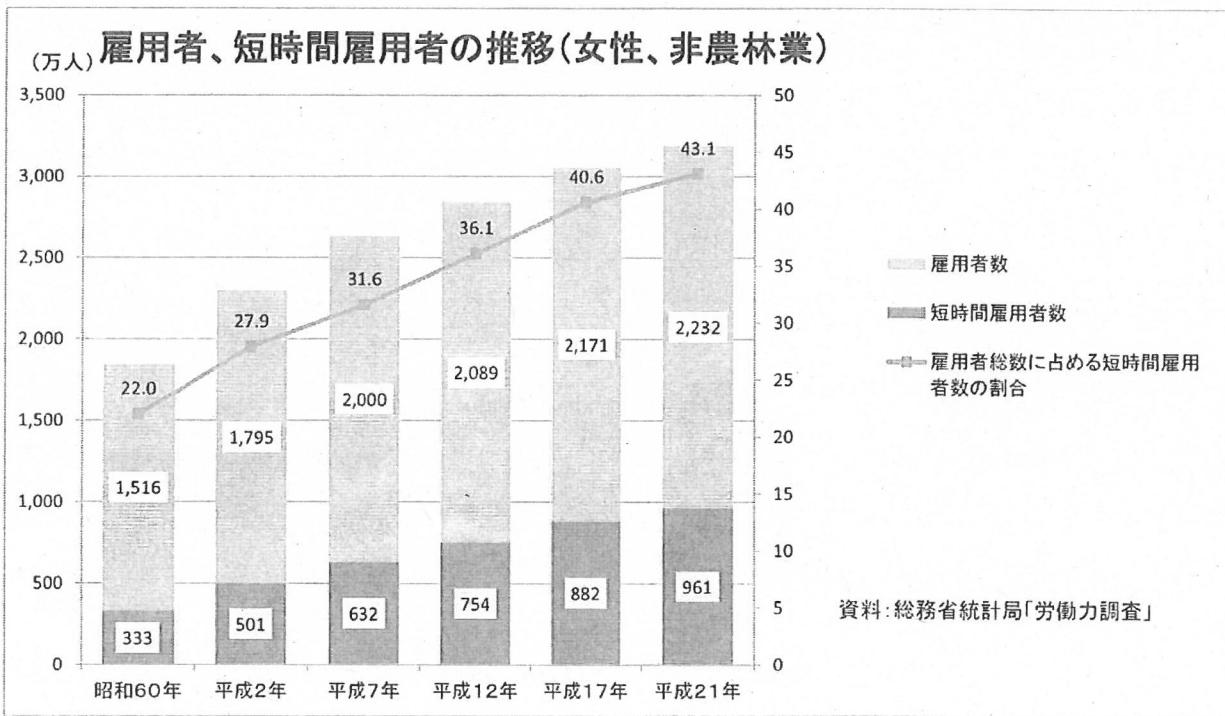
#### 【現状と課題】

女性の就業形態は、産業構造の複雑化、女性の社会進出、人々の就業意識の変化、社会状況を反映し、きわめて多様化しています。

近年、特にパートタイム労働や派遣労働は著しく増加し、それらの相当数を女性が占めていますが、賃金・社会保険などの労働条件や雇用条件の改善が必要です。

一方、短時間勤務労働やテレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）は、育児中の女性や障がい者、高齢者の雇用機会の拡大を図り、仕事と育児・介護などの両立を可能にするなど、高い関心をもたれています。このような新しい就業形態の実態を把握し、適正な就業条件の確保に努める必要があります。

「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの改正により、女性の就労環境は大幅に改善しつつありますが、法に基づく指針の一層の定着を推進し、雇用者の意識改革が図られるよう企業への普及啓発活動を推進していく必要があります。



## 重点目標 5

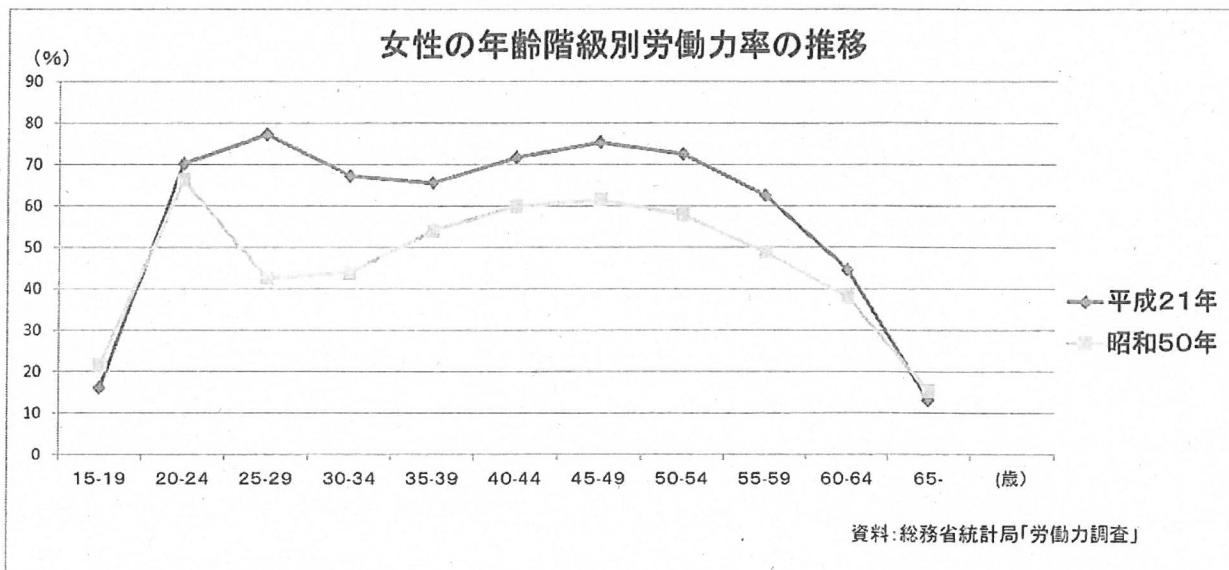
### 育児・介護等のための環境の整備と充実

#### 【現状と課題】

少子高齢化が進み、女性の就労は労働力の増大として大きく期待されており、就業生活と家庭・地域生活の両立支援体制の整備が望まれています。

なかでも、女性が継続して働き続けるためには、育児・介護に焦点をあてた積極的な支援対策を推し進めることが課題となっています。

女性の退職理由として結婚、出産、育児、介護のためにという回答が高率となっており、このことからも、育児・介護サービス事業の充実と、男女がともに家事や育児・介護を担うという意識改革が求められています。今後、企業においては、育児・介護休業制度や職場復帰しやすい職場環境の整備を行い、男女がともに制度を積極的に活用できるよう働きかける必要があります。



### 職業をやめた理由

順位	女性	男性	
第1位	結婚、出産、育児のために、自分からすすんでやめた	30.1% (23.1%)	定年で、やめた 45.6% (59.4%)
第2位	健康上の理由で、やめた	13.2 (10.4)	健康上の理由で、やめた 12.3 (7.7)
第3位	定年で、やめた	12.5 (17.7)	もっと良い職場を求めて、やめた 8.8 (0.0)
第4位	結婚退職、出産退職の制度や慣習で、やめたくなかったが、やめた	7.4 (4.8)	家族の介護、配偶者の転勤、家族の反対などで、やめたくなかったが、やめた 5.3 (0.0)
第5位	家族の介護、配偶者の転勤、家族の反対などで、やめたくなかったが、やめた	7.4 (5.9)	給与、待遇が悪くて、やめた 1.8 (0.0)
			倒産、人員整理などで、解雇された 1.8 (2.6)
			結婚、出産のために、自分からすすんでやめた 1.8 (1.3)
第6位	特に理由なしに、やめた	5.1 (3.9)	特に理由なしに、やめた 1.8 (1.3)

( )内は1999年新居浜市女性問題市民意識調査の数字  
 資料:2010年新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査

## 重点目標 6

### 農林水産・商工自営業におけるパートナーシップ（協力関係） の確立

#### 【現状と課題】

農林水産や商工自営業に携わる女性は、生産や経営の担い手として重要な役割を果たすとともに、生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しております。女性に対する期待は大きいものとなっています。

しかし、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、仕事と家庭生活の区別が不明確であるため、労働力に応じた収益の分配を受けられず、女性の経済的地位や役員などの社会的地位が得られていないのが現状です。

過疎化、少子高齢化による担い手の減少を防ぐためにも、労働条件の明確化を図り、家族経営協定の締結をすすめるなど内容の充実に努める必要があります。

男女を問わず、そのもてる力を十分に發揮し、評価され、方針決定に参画できる社会を実現するために、意識改革の促進と就労環境の向上に努める必要があります。

#### 農業共同組合における組合員・役員数

（単位：人）

	総数	男性の組合員・役員数	女性の組合員・役員数 (女性の割合)
正組合員数 上段：愛媛県 下段：新居浜市	100,468	78,939	21,529(21.4%)
	3,429	2,696	733(21.4%)
役員数（理事・幹事） 上段：愛媛県 下段：新居浜市	385	368	17( 4.4%)
	21	20	1( 4.8%)

平成22年3月末日現在

#### 漁業共同組合における組合員・役員数

（単位：人）

	総数	男性の組合員・役員数	女性の組合員・役員数 (女性の割合)
正組合員数 上段：愛媛県 下段：新居浜市	7,386	6,922	464( 6.3%)
	253	182	71(28.1%)
役員数（理事・幹事） 上段：愛媛県 下段：新居浜市	664	663	1( 0.2%)
	37	37	0( 0%)

平成22年3月末日現在

## 主要課題Ⅴ

### 男女共同参画の家庭・地域づくり

#### 【基本方向】

さらなる少子化や核家族化等により、家庭生活や地域社会の形態も変化しています。

こうしたなか、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、経済社会の活力を維持するうえで、また男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成するうえでも重要です。

また、地域社会を豊かなものとしていくためには、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進める必要があります。

また、男女ともに従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、仕事・家庭・地域とバランスの取れたライフスタイルへの転換が求められています。

さらに、地域防災の観点でも、男女双方の視点に配慮した対策が必要であり、自主防災組織における女性の役割や災害時の様々な場での役割について検討していく必要があります。

市民一人ひとりにとって、最も身近な生活の場である家庭・地域において男女共同参画を進めていくため、男女が共にその個性や能力を発揮して対等なパートナーシップを確立し、仕事と家庭・地域生活を両立できる基盤整備を促進します。

## 重点目標 1

### 家庭・地域における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

昨年度の、男女共同参画社会に関する市民意識調査においても「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、賛成、反対がどちらとも35%程度でした。これは、依然として家事・育児・介護は、主に女性の役割、男性は仕事中心の役割であることがうかがえます。これからは、男性も女性も男女共同参画に対する意識を高め、家庭において育児や介護を男女がともに担っていくという認識を高めるとともに、社会全体で支援する環境づくりが必要です。

なお、「とともに担う」とは、家事・育児・介護などをただ単に「平等・均等」にするのではなく、お互いに思いやりをもって助け合い、家族みんなが納得して心地よく暮らすことを指します。

地域活動においても、多くの女性が参加しているにもかかわらず、各団体の長や役員といった責任のある役割は、逆に男性が担うことが多いのが現状です。女性自身も積極的に参画する意識を高めるとともに、女性の能力、活動を正しく評価し、女性のリーダーを育成していく必要があります。

また、今後より豊かな地域づくりを進めるために、より多くの男女がともに各種ボランティアや地域コミュニティなどの市民活動に参加することが求められています。そのためには、地域社会において、男女共同参画計画に関する理解を深め、定着させていくことが重要です。

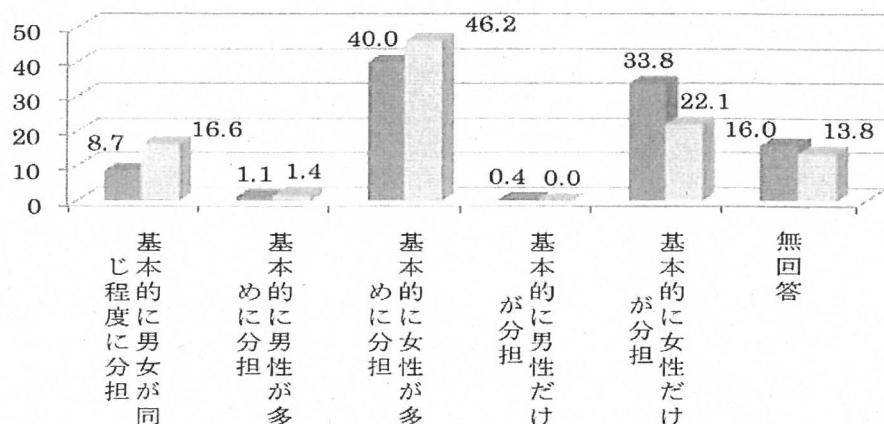
さらに、高齢社会を迎える、男女が生きがいを持ち、ふれあいのある充実した生活を送るために、生涯学習や社会活動への積極的参加を促し、社会的能力を積極的に生かしていくことが重要です。

男女の家事・育児・介護分担

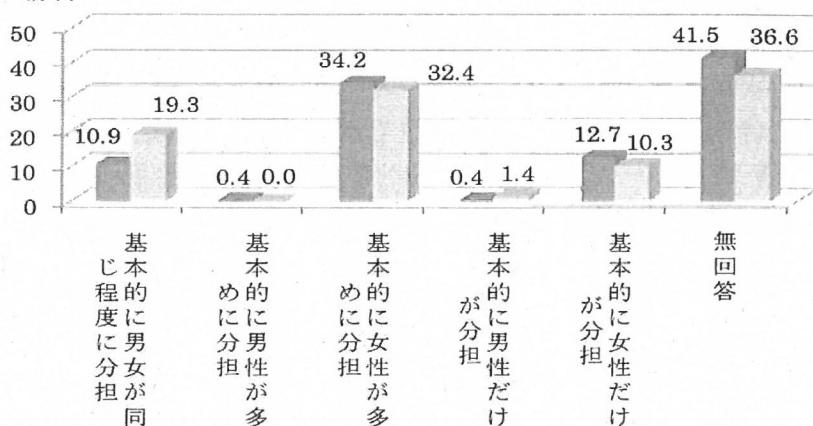
男性

女性

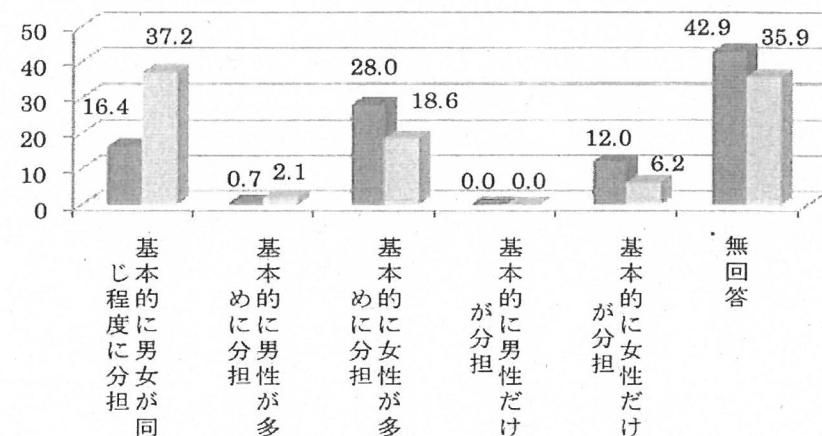
家事の場合



育児の場合



介護の場合



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成21年3月)

## 重点目標 2

### 家庭・地域における男女の子育て環境の充実

#### 【現状と課題】

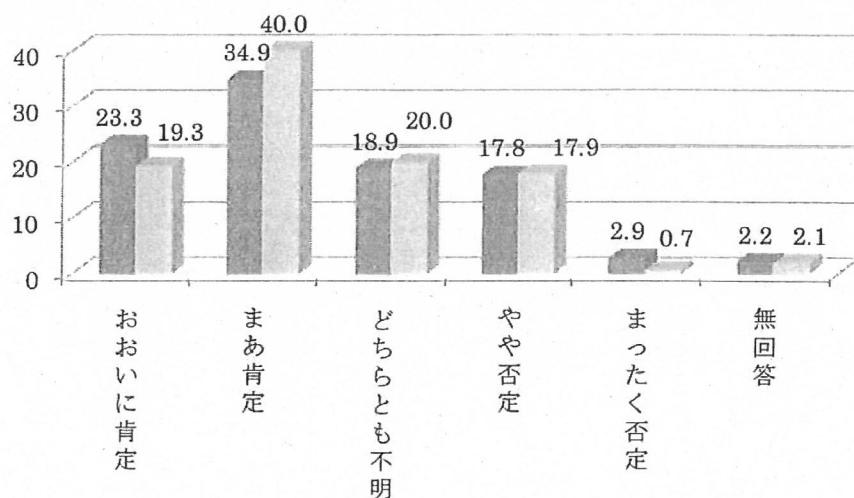
女性の社会進出が進んでいますが、子育て環境について見れば、依然として社会の支援が乏しく、働く女性が安心して出産、子育てができる環境整備が求められています。

また、子どもを取り巻く環境の変化も大きな問題となっており、核家族化、少子化、地域における相互扶助の希薄化、家庭や地域における養育環境は大きく変化しており、ご近所やコミュニティを含めた子育て家庭への支援の在り方が問われています。

子ども達を地域の共有財産として見守っていくためには、子育ては男女が互いに協力し合い責任を担うべきものである意識の浸透を図るとともに、多様化する子育てニーズに対応していくため、保育従事者の確保・資質の向上、及び保育サポートなど地域住民の協力を得ることが重要です。

また、安全で機能的な保育施設・設備の充実と実施体制を整備することが課題です。

妻が職業に就いていても、いなくても、家事・育児・介護などは、夫婦で分担する



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成21年3月)

## 重点目標 3

### 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり

#### 【現状と課題】

大規模災害時、女性は、避難所などでプライバシー確保が十分でないこと、ガス・水道・電気が中断や保育・学校・福祉施設の機能がマヒをした中での家事労働と家族の世話で、肉体的、精神的に苦しました。

また男性も、過労や家族との関係に直面しました。

のことから、国においては、平成20年2月に防災基本計画が修正され、「男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき」と規定されました。

災害時には、広域で同時に、さまざまな困難に見舞われる傾向にあるため、多様な参加と連携が必要です。

そのため、男女共同参画の推進には男性・女性が互いの立場をよく理解すること及び、防災対策、地域での訓練や避難所運営と復興に、女性の参画が不可欠です。

また、災害対応時には、男女共同参画の視点で取り組むこと、そのため地域においては、男性と女性が共に協力して防災力を高めることが課題です。

## 主要課題VI

### いきいき暮らせる社会づくり

#### 【基本方向】

本市でも、高齢化が急速に進展し、平成20年10月現在、4人に1人が65歳以上の高齢者であり、また2007年からいわゆる「団塊の世代」が定年を迎えており、高齢者の生活の安定を図ることが課題となっています。

高齢者の、介護は女性が担っている状況がほとんどであり高齢社会に対応した条件整備を進めることは、女性の介護負担問題を解決していくことにつながっていきます。特に、男女ともに従来の職場中心の意識・ライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

健康は、すべての人が生き生きと暮らしていくうえで、最も基本的な条件の一つです。

身体的、精神的に安らかな状態で過ごせるよう、健康状態に応じて的確に自己管理を行い、生涯を通じて健康の保持増進を図る必要があります。

こうした状況の中、介護体制の整備や精神保健対策の充実とともに高齢者や障がい者の社会参画の機会を確保し、すべての男女が生き生きと安心して暮らせる総合的な福祉の充実をめざします。

## 重点目標 1

### 生涯にわたる男女の健康づくり

#### 【現状と課題】

生涯を通じて心身とも健康で生き生きと暮らしていくことは、男女共同参画社会づくりを推進していくうえでとても大切なことです。

そのためには、男女とも自分の健康管理を適切に行い、年代別や個々の健康状態に応じた健康相談等が受けられる体制づくりや地域に密着した健康づくりの推進とともに、あらゆる年代に応じたスポーツやレクリエーション活動等の機会を充実する必要があります。

さらに、食育は予防医学につながり、食生活の改善が糖尿病などの生活習慣病の改善につながることから、男女を通じて生涯にわたり実践することが重要です。

また、男女ともにうつ病などの心の病が増加している現在、専門家との相談体制の充実や家族の理解・協力を得ることが必要です。

そして、男女ともに、体の仕組みにより思春期から更年期、高齢期まで生涯を通じて様々な健康上の問題に直面するため、健康相談、健康診査等、保健予防体制の充実が求められています。

さらに、男女がともに健康の保持増進を図れるよう自己管理を行うとともに、家庭、地域、職場、学校など生活の場に応じたこころとからだの健康管理の必要性について認識を深めることが重要です。

#### 【性、年齢別健康診断受診率】

性別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
女性	54.5%	44.2	73.3	74.2	70.3	72.2
男性	88.9%	88.9	76.2	92.4	85.0	83.8

資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成21年3月)

## 重点目標 2

### 高齢者、母子への保健医療支援

#### 【現状と課題】

21世紀の半ばには、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。

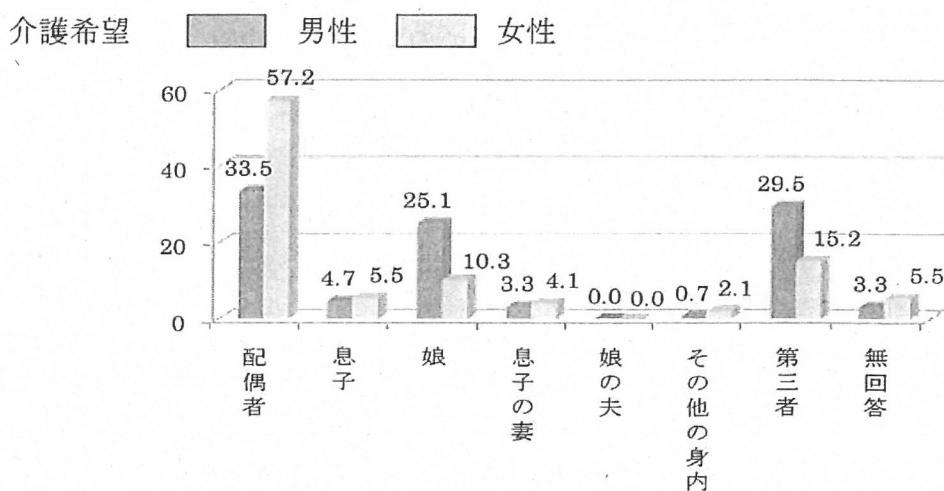
高齢者となつても、男女がともに充実した家庭生活を過ごすためには、介護サービスの充実や家庭で介護している家族、とりわけ女性の負担を軽減するための支援、家族や周囲の意識改革が必要です。

高齢者が老後を豊かに暮らすためには、社会保険等、支援システムに関する知識を深めることにより、自己の生活基盤の安定を図る必要があります。

また、母子保健は、生涯を通じての健康づくりの原点であり、将来の社会の担い手である子どもの健全な育成は、社会の責務といえます。

近年、女性の社会進出が進み、妊産婦や乳幼児に対する保健対策をさらに強化していく必要があります。

なお、近年深刻化しています医師不足に対応するため、市民も含めた関係機関が協力体制づくりを図る必要があります。



資料：新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成21年3月)

## 重点目標 3

### 男女共同参画の視点に立った高齢者・障がい者サービスの支援・充実

#### 【現状と課題】

男女共同参画に関する意識調査の男女の介護分担では、男女同程度の割合が増えているものの、女性の負担はまだ大きく、介護では、「女性だけ」と「女性が多め」を合わせると34.7%（前回33%）となっています。

少子高齢化など社会全体が大きく変革していくなかで、高齢者のみの家庭をはじめ、ひとり親の家庭等が増加しており、いずれの家庭も介護などの問題を、その家庭だけで解決することが困難な状況になっています。

このため、家庭における家族の協力体制づくりを進めるとともに、地域社会で安心して暮らすことができる地域の相互援助体制を充実させることが重要です。

また、在宅福祉・施設福祉は一定の整備がなされてきましたが、今後は介護従事者の確保及び資質の向上、安全で機能的な介護施設の設備等実施体制を充実させることが課題です。

また、高齢者が豊富な知識・経験を生かし、地域活動やボランティア活動など様々な社会活動に積極的に参加のできる条件整備を進めるとともに、バリアフリーのための各種施策を実施し、障がい者や高齢者、妊娠中の女性、乳幼児を連れた人たちなどへの配慮が行き届いたまちづくりが求められています。

すべての人が個人として尊重され、それぞれの立場で社会参画し、様々なふれあいの中で安心して生活することができる社会を実現するためには、市民の視点を反映した総合的な福祉のまちづくりを進めていかなければなりません。

## 重点目標 4

### 家庭生活の安定の支援

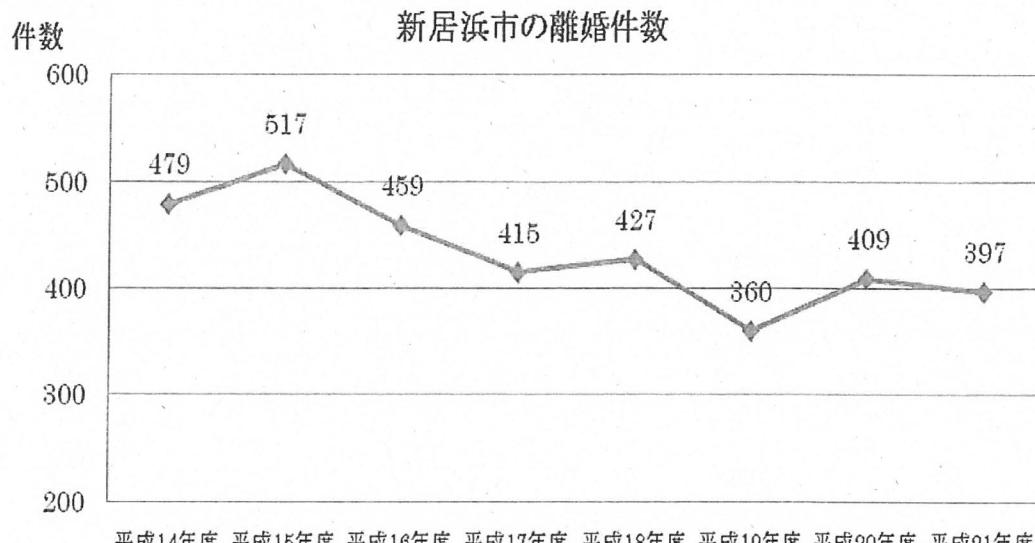
#### 【現状と課題】

近年、結婚観の変化や離婚件数の増加に伴い、母親または父親と子どものみの家庭であるひとり親家庭が増えています。

ひとり親の家庭では、男女の性別役割分担意識の実態を反映して、母子家庭では経済的自立が、父子家庭では家事、育児等生活的自立が問題となっており、これらに対する支援が必要となっています。

また、障がい者(児)がいる家庭では、障がいのある人が、経済的にも日常生活でも自立し、積極的な交流と社会参画が行われていかなければなりません。

心にゆとりを持ち、明るく意欲的な生活を送っていくためには、一人ひとりが置かれている状況にかかわらず、人として尊重されるとともに、社会の変化に応じて家庭を援助し、自立のための環境整備、企業の協力体制など社会システムの構築が必要です。



資料：新居浜市